

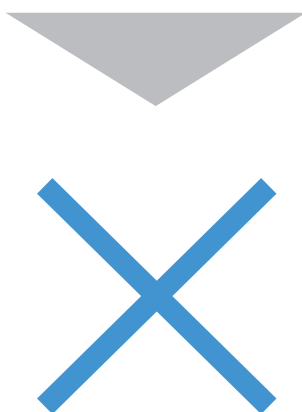
プレスリリースを用いたプロモーション活動



弊社で発売予定の医薬品についてプロモーション資材の準備が間に合わないため、MRには報道関係者向けのプレスリリースを用いて情報提供を行うように指示を出そうと考えています。問題はないでしょうか？



回答



プレスリリースを用いた情報提供は、GE薬協コード・オブ・プラクティス「1-2. 医療用医薬品プロモーションコード」「3. プロモーション用資材等の作成と使用」における「(10) プロモーション用印刷物および広告等は、会員会社内に管理体制を確立し、その審査を経たもののみを使用する。」に違反します。

(参考)

GE薬協自主行動基準

GE薬協コード・オブ・プラクティス

<https://www.jga.gr.jp/stance.html>